

(別添1)

農地法と他法令との調整関係一覧表

法令	根拠条文	規制対象地域	規制内容	転用許可との調整関係	県の担当課	
国土利用計画法	法第23条	市街化区域	2,000㎡以上	土地に関する権利の設定又は移転をする契約を締結した場合、2週間以内に知事に届出が必要	担当者に届出の提出状況を確認後、許可	用地課
		市街化調整区域及びその他の都市計画区域内	5,000㎡以上			
		上記以外	10,000㎡以上			
農業振興地域の整備に関する法律	法第13条	農用地区域内	農振除外又は用途変更が必要	農振除外後又は用途変更後に許可(決定公告後)	総支 農業振興課	
都市計画法	法第29条	市街化区域	1,000㎡以上	開発行為の許可	同時許可(国の通知に基づく運用)	総支 建築課
		市街化調整区域	原則すべて			
		その他の都市計画区域	3,000㎡以上			
		都市計画区域外	10,000㎡以上			
道路法	法第24条		道路への出入り口など、道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合は、道路管理者の承認が必要	承認を受ける見込みがあることを確認後、許可	総支・分庁 建設総務課	
国有財産法	法第5条		国有地(道路・水路等)がある場合は、その状況により用途廃止、付替、使用許可、その他適切な処理を行う必要がある。	担当者に適切な処理が行われる見込みがあることを確認後、許可	用地課 総支・分庁 用地課	
砂利採取法	法第16条		砂利採取計画の認可(2ha以内まで)	同時許可で運用	総支・分庁 建設総務課	
採石法	法第33条第4項		採取計画の認可	同時許可で運用	産業政策課 総支 産業経済企画課	
工場立地法	法第6条 法第8条 法附則第3条		製造業等を含む事業所で、土地の取得(借地を含む)又は建築物の新設・増改築等により、敷地面積が9,000㎡以上、又は建築面積が3,000㎡以上のいずれかに該当する場合、事前に届出が必要	担当者に届出の提出状況を確認後、許可	工業振興課	
自然公園法	法第13条 法第14条 法第26条	国立公園 国定公園	左記の公園内で、工作物の新築・増改築、土地の形状変更等を行う場合は、環境大臣又は知事の許可等が必要	同時許可が望ましい	みどり自然課 総支 環境課	
山形県自然公園条例	条例第11条 条例第13条	県立自然公園				
水質汚濁防止法	法第5条		法第2条第2項に掲げる特定施設を設置する場合は、知事への届出が必要(例えば、豚房は50㎡、牛房は200㎡、馬房は500㎡以上の施設は届出が必要)	担当者に届出の提出状況を確認後、許可	水大気環境課 総支 環境課	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法第14条 法第15条		産業廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行おうとする場合は、知事の許可が必要 産業廃棄物処理施設を設置したり、構造等を変更する場合は、知事の許可が必要	同時許可が望ましい	循環型社会推進課 総支 環境課	
大規模小売店舗立地法	法第5条 法第6条		店舗面積が1000㎡を超える大規模小売店舗を新設又は変更しようとする者は、あらかじめ県に届出が必要	担当者に開店の見込みがあることを確認後、許可	商業・まちづくり振興課	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	法第3条		風俗営業を営もうとする者は、公安委員会の許可が必要(風俗施設は住居集合地域及び学校、病院、児童福祉施設等の施設から一定の距離において、その営業が禁止されている)	担当者に許可の見込みがあることを確認後、許可	県警察本部 生活安全企画課	
医療法	法第7条		病院を開設する場合は、知事の許可が必要	同時許可が望ましい	健康福祉企画課 総支 保健企画課	
土砂災害防止法	法第9条	土砂災害特別警戒区域(県内では指定なし)	特定の開発行為(宅地分譲、社会福祉施設等)について知事の許可が必要(都市計画区域外であっても、建築確認の対象となる)	同時許可が望ましい	砂防・災害対策課 総支 建設総務課	
地すべり防止法 山形県地すべり防止法施行細則	法第18条第1項	地すべり防止区域	一定の開発行為を行う場合は、知事の許可が必要	同時許可が望ましい	砂防・災害対策課 総支 建設総務課	
文化財保護法	法第93条第1項	周知の埋蔵文化財包蔵地	土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合は、発掘に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならない。	市町村教育委員会に照会し、埋蔵文化財包蔵地の区域外であること又は区域内であっても転用事業に支障の恐れがないことを確認後、許可するのが望ましい	文化財保護推進課 各市町村教育委員会	
土壌汚染対策法	法第4条第1項		3000㎡以上の土地の形質変更(土地の掘削、盛土、宅地造成等)を行う場合は、30日前までに知事等への届出が必要	担当者に届出の提出状況を確認後、許可	山形市環境課 水大気環境課(山形市以外)	